

令和6年11月定例会 県土整備委員会（事前）

令和6年11月26日（火）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

梶原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時10分）

これより危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の11月定例会提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

【報告事項】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について（資料1）
- 徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）について（資料2-1、2-2）

勝間危機管理部長

それでは、危機管理部から11月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

説明資料の3ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。

防災対策推進課の南海トラフ巨大地震等対策事業費に係る補助金でございますが、市町村におきまして、切迫する南海トラフ巨大地震を見据え、津波避難困難者ゼロの実現や避難所QOL向上に向けて、緊急防災・減災事業債などを活用して緊急的に取り組む事業に対して、県として新たな支援制度を創設することとしており、この支援に要するものとして、令和7年度に限度額2億円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

この際、2点御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでございます。

10月17日、北海道厚真町で今シーズン国内1例目となる養鶏場での高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認を受けまして、同日、危機管理会議を開催いたしました。その会議におきまして、養鶏場における消毒や野生小動物の侵入防止対策などの飼養衛生管理の徹底、県内全養鶏場への消毒用消石灰の緊急配布、県内発生に備え、動員体制の再確認などを決定いたしました。

その後、11月7日には隣接県であります香川県三豊市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が確認されたことを受け、本県での発生リスクが高まったことから、危機管理会議を開催し、食鳥肉の安全性や死亡野鳥を発見した場合の対応など、県民への最新

情報の発信、遺伝子検査で陽性が確定した場合は、国道32号の香川県境での消毒ポイント設置及び関係車両の消毒の実施などを決定いたしました。

なお、その後の陽性確定を受け実施しておりました消毒ポイントでの関係車両の消毒については、11月24日の午前0時をもって、香川県の当該養鶏農場を中心とする半径10km区域における搬出制限が解除されたため、消毒ポイントの運営を終了しております。

これまでの対応に必要な経費について、消毒用消石灰の配布に関する経費については危機管理調整費を、消毒ポイント設置に関する経費については予備費をそれぞれ活用させていただいております。

今後とも、本県において高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込ませない、発生させないとの強い決意の下、より一層の警戒を強め、防疫対応に取り組んでまいります。

続いて、資料2-1を御覧ください。

徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定（素案）についてでございます。

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等発生時に本県が実施いたします対策等を定めた計画であります。

この度、国の政府行動計画の改定を受けまして、本県においても新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、県の計画を改定することとしております。改定に向けた検討に当たりましては、徳島県新型インフルエンザ等対策検討委員会を開催し、医療のほか、経済、法律など各分野の専門家の御意見を伺いながら、保健福祉部をはじめ庁内関係部局と連携し、改定に向けた検討を進めているところでございます。

次に、改定の概要につきましては、政府の行動計画に準拠し、フェーズを準備期、初動期、対応期に分け、人材育成など準備期の取組を充実するほか、対策項目を6項目から13項目に拡充、複数の感染拡大への対応を前提として、対策を機動的に切り替えるなど、計画体系を変更することとしております。

また、改定のポイントとしましては、コロナ禍で作成いたしました、とくしまアラートのような県の注意喚起基準を検討、作成し、体制構築を図ることや、科学的知見に基づく情報を発信し、偏見、差別や偽の、あるいは誤った情報への対処をすることなど、新型コロナウイルス感染症での対応を通じて、本県で得られた経験を踏まえまして内容となっております。

今後は、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントを経て、来年2月頃の改定に向け作業を進めてまいります。

なお、計画の詳細につきましては、資料2-2を御参照いただければと思います。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

梶原委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

徳島県新型インフルエンザ等の対策行動計画の改定についてお尋ねしたいんですが、先ほど御報告がありました徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画ですが、実は平成25年にこの計画を策定する際、医療従事者の立場で、検討委員会の委員として御協力させていただいたところですが、今回の改定案につきまして、改定の内容やどのような検討を実施したか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

飯田危機管理部次長

ただいま大塚委員より、徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の内容などについての御質問を頂戴いたしました。

徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画は、感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活・経済に及ぼす影響を最小とすることを目的といたしまして、新型インフルエンザ対策の実施に関する基本的な方針や、県が実施する措置などを示した計画でございます。

今回、御提出いたしました素案につきましては、本年7月に改定されました政府行動計画に準拠いたしまして、計画体系を変更する、例えば、実施体制、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、まん延防止、県民生活及び県民経済の安定などの13項目につきまして、新型コロナウイルス感染症への対応を通じて、本県で得られた経験も踏まえた内容となっております。感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立できるような見直しをしてみたいと進めているところでございます。

また、改定に向けた検討過程におきましては、先ほど部長からも御報告申し上げましたとおり、検討委員会で各分野の専門家の御意見を幅広く伺ったことに加えまして、新型コロナウイルス感染症で大きな影響を受けました飲食業や宿泊業、旅行業など、各業界のデータ、知見なども参考にしながら、抜本的な計画内容の見直しを実施しているところでございます。

大塚委員

計画の改定内容については承知いたしました。

この計画に基づきまして、今後、県として新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症危機にどのように備えていくのか、また、実際に発生した場合、どのような対応を行うのかお伺いしたいです。

今回の新型コロナ感染症について、皆さん方も思い起こしていただきたいと思います。初動体制は本当に大変な状況がありました。そして、実際にコロナに感染した方に対して、いろんな適切でない、住民の方々の不安などが発生したわけですが、いろんな感染した方や関係がある人たちにも本当に御迷惑を掛けたことがたくさんあったわけです。

またこういったことが起こった際にはどのような対応をするのか、再度詳しくお願いしたいと思います。

飯田危機管理部次長

ただいま大塚委員より、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた対応について御質問を頂いたところでございます。

今回お示しさせていただいております、資料2-1の2枚目に概要を整理させていただいているところがございますが、この計画につきましては、県が実施する主な対策を準備期、初動期、対応期のフェーズごとにまとめているところがございます。

まず、新たな感染症が発生していない準備期におきましては、実践的な訓練等によります人材育成が大切と考えておきまして、その部分をしっかり入れさせていただいているとともに、協定締結による医療提供体制の確保など、感染症危機への備えを充実することとしております。

次に、国内外で新たな感染症が発生した初動期には、速やかに徳島県新型インフルエンザ等対策本部を設置いたしまして、保健福祉部をはじめとして全庁体制で各対策を進めることとしております。

次に、対応期には、県の注意喚起基準、とくしまアラートもございましたが、そうしたものを作成、運用し、県民の皆様や事業者の皆様が取るべき感染防止対策を呼び掛けるなど、県内におけますまん延防止対策を講じるとともに、ワクチンや治療薬などの普及状況など、時期に応じて柔軟かつ機動的に対策を切り替えることとしております。

加えまして、実施したまん延防止対策により影響を受けた事業者などを支援するため、必要な財政上の措置等を行い、県民生活と県民経済の安定を図ることとしているところがございます。

今後、この計画を速やかに改定いたしまして、新たな感染症危機から県民の生命、身体、財産を守り抜くとの強い決意の下、新たな感染症の発生時にも、まん延防止と社会経済活動の引上げを両立できるような万全の体制をしっかりと整備してまいりたいと考えております。

大塚委員

今回の新型コロナウイルス感染症で得られた教訓を是非参考にしながら、県民の皆さん方にできるだけ御迷惑が掛からないように、また安心して治療などができるようお願いしたいと思います。

私は、特に最近思うんですけども、温暖化の進み方などが予想するよりすごく早いです。今回の新型コロナ感染症の以前、新興感染症ですごかったのはスペイン風邪だと思うんですけども、期間が結構あったわけです。

ただ、このような気候変動の中、温暖化が進みますと、人類にとって非常に脅威となる新興感染症を含めた感染症が発生する期間が短縮されるような気が私はするわけです。

そういうことで、いつ起こってもおかしくないということも頭に入れながら、是非、十分な備えをして、県の計画を改定しながらいろいろ進めていっていただきたいと思います。

梶原委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で危機管理部関係の調査を終わります。

これをもって県土整備委員会を閉会いたします。(13時18分)